

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況	
9. 行政サービス等における配慮				
(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	9-(1)-1	各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成28（2016）年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う。	各府省庁	○基本方針を策定後、対応要領及び対応指針を作成する等取組を進める予定。
	9-(1)-2	行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。	内閣府 警察庁 法務省	○内閣府では、障害者に関する理解を促進するための内容を含んだ職員研修を行っている。 ○警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。 ○法務省人権擁護局においては、法務省の人権擁護事務を担当する職員を対象とした研修において、外部講師により、障害者に関する理解を促進するための講義を実施している。 ○このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣して、司法機関及び法執行機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。 ○また、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年2回実施しているほか、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。 これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
			<p>○検察庁に勤務する職員に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修において、障害者に関する理解・配慮に資する講義を実施している。</p> <p>○刑務所等矯正施設に勤務する職員に対し、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。</p> <p>○更生保護官署に勤務する職員に対し、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解の促進を図っている。</p> <p>○日本司法支援センターにおいて、本部に地方事務所職員を各1名程度を集め、高齢者・障害者疑似体験実習を実施し、障害者に必要な配慮や接遇の仕方の研修を行った。また、全国の地方事務所において、実習体験者が講師となって、同様の体験実習を行うよう進めている。</p>
		外務省	○外務省では、新入省員に対する研修の一環として、障害者理解の促進を含む人権問題について講義を実施している。また、領事研修において、障害者を含む在外公館への来館者に対する窓口対応全般（含：領事サービス）についての研修を行っている。
		文部科学省	○文部科学省本省職員及び文化庁本庁職員に対する各種研修において、障害者に関する理解の促進とその徹底を図るプログラムを実施。
		経済産業省	○今後、政府全体の方針として策定される予定の基本方針等を踏まえ、今後の対応を検討予定。
		環境省	○政府全体の方針として策定される基本方針等を踏まえ、今後の対応を検討予定。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	<p>9-(1)-3 各府省における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○内閣府ホームページでは、平成23年1月から文字拡大ボタンの設置、平成27年1月からマルチデバイス対応として、レスポンシブWebデザインを採用し、PC、タブレット、スマートフォン等への対応を図っている。</p> <p>○JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づきアクセシビリティ対応状況を試験し、平成25年3月末より継続的にウェブアクセシビリティ検証結果をホームページ上で表明し、引続き整備を進めている。平成27年3月末のウェブアクセシビリティ検証結果は達成等級Aに一部準拠していた。</p> <p>○障害者政策委員会において手話通訳者の配置、要約筆記、点字資料、文字データの提供を実施している。</p> <p>○内閣府ホームページの障害者施策のページにおいて、るびつき資料やテキストデータを掲載している他、障害者差別解消法、障害者基本計画についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し提供している。</p> <p>（参考：平成27年度） ○障害者差別解消法の対応要領案・対応指針案に関するヒアリングにおいて手話通訳者の配置、要約筆記、点字資料、文字データの提供を実施した。</p>
		<p>警察庁</p>	<p>○高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、平成16年度から、国家公安委員会及び警察庁ホームページに「音声読み上げ・文字拡大」機能を導入している。</p>
		<p>金融庁</p>	<p>○金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。</p> <p>○ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している。（平成22年12月～）</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			総務省	<p>○音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。</p> <p>○平成24年度から総務省ウェブアクセシビリティ方針を策定し、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう努めている。平成25年度からは、みんなの公共サイト運用モデルで定められているとおり、達成目標を等級「A A」に設定し、ウェブアクセシビリティの推進に努めている。</p>
			法務省	<p>○法務省ホームページにおいて、色変更・音声読み上げ・文字拡大等のアクセシビリティ支援ツールを導入している他、コンテンツ作成時には、アクセシビリティチェッカーを利用し、一定のアクセシビリティ水準を満たすよう努めている。</p>
			農林水産省	<p>○農林水産省ホームページについて、平成17年度から高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを作成している。また、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、平成25年度も職員研修を行うなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進している。</p> <p>○さらに平成25年度には、農林水産省ホームページにおけるアクセシビリティ向上を図るための診断調査を実施した。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			経済産業省	<p>○経済産業省ホームページは、平成24年4月にリニューアルを行い、合わせてウェブコンテンツのアクセシビリティ規格であるJIS X 8341-3:2011に基づくウェブアクセシビリティ方針を定め、平成25年度末までにCMS管理下のコンテンツを等級AAに準拠する目標をもって運用を行うこととして、その問題点把握の検証のためウェブアクセシビリティ試験評価を実施して、その結果を経済産業省ホームページ上に公開した。</p> <p>○平成24年度末に、刷新したホームページのアクセシビリティ調査を実施した結果、ホームページの主要部分についてはウェブコンテンツのアクセシビリティ規格（JIS X 8341-3:2010）の「等級AA」に準拠していることが確認された。</p> <p>○その後、平成25年度末にもアクセシビリティ調査を実施し、その他のコンテンツについてもアクセシビリティ規格の「等級AA」に準拠していることを確認するとともに、ウェブアクセシビリティの日本工業規格の認証を国内で初めて取得した。</p> <p>（参考） ○平成26年度末においてもアクセシビリティ調査を実施。引き続き「等級AA」に準拠したコンテンツの製作等に努めるとともに、平成27年度末までにウェブサイト一式の等級AA準拠を目標に継続的な修正を行うこととしている。</p> <p>○なお、平成26年10月にはホームページのスマートフォン等への対応再構築事業を実施し、スマートフォン等を利用する利用者の利便性の向上を図った。</p>
			環境省	○JIS x 8341-3:2010を元に作成した環境省ウェブサイト作成ガイドラインに基づき、コンテンツの作成を行った。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
(2) 選挙等における配慮等	9-(2)-1	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。	総務省	<p>○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙（比例代表選挙）に係る政見放送において、手話及び字幕の付与を実施した。（全12政党が手話及び字幕を付与）</p> <p>○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、点字や音声等による候補者情報（選挙公報）の提供を推進した。（実施主体：都道府県選管。全ての都道府県において点字版及び音声版を配布）</p>
	9-(2)-2	移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。	総務省	<p>○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、投票所へのスロープ設置費等を措置することにより投票所のバリアフリー化を推進した。</p> <p>○代理投票の適正な運用が行われるよう各都道府県選挙管理委員会に要請している。</p>
	9-(2)-3	指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。	総務省	<p>○自書が困難な選挙人であっても容易に投票できる電子投票を促進するため、電子投票機の技術的条件の適合確認等に係る予算を確保している。</p>
(3) 司法手続等における配慮等	9-(3)-1	被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。	警察庁	<p>○精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たっては、その者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、その障害の程度等を踏まえ、手話通訳者を配置するなどの適切な措置を講じている。</p> <p>○警察大学校や都道府県警察学校等において、心理学等を専門とする講師を招き、障害者の特性を踏まえた適切な取調べに係る指導・教養を実施しているほか、採用時教育の段階から、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
		法務省	<p>○検察当局において、取調べその他の手続を行うに当たって、必要に応じ、聴覚障害者に対して手話通訳等を利用したり、知的障害者に対して分かりやすい発問や説明を行うなど、障害の内容・程度に応じた適切な配慮を実施。</p> <p>○検察庁に勤務する職員に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修において、障害者に関する理解・配慮に資する講義を実施している。</p>
9-(3)-2	知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者の助言・立会い等の試行を継続するとともに、更なる検討を行う。	警察庁	○平成24年5月から、知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行を実施している。
		法務省	○知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対し、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行い、また、心理・福祉関係者から知的障害者の供述特性や発問方法等に関する助言を受け、あるいは取調べに立会人として心理・福祉関係者を同席させる試行を実施。
9-(3)-3	矯正施設に入所する累犯障害者等に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。	法務省	○矯正施設に入所する累犯障害者等を対象とした社会復帰支援のためのプログラム案について、検討を行った。
9-(3)-4	矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。	法務省	<p>○障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに必要な福祉サービスを受けられるようにするため、地域生活定着支援センター、矯正施設及び保護観察所等が連携し、社会復帰の支援を行った。</p> <p>(平成25年度実績：調整を実施した対象者637名、調整の結果、福祉施設等につながった人数419名。)</p> <p>(参考)(平成26年度実績：調整を実施した対象者690名、調整の結果、福祉施設等につながった人数477名。)</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			厚生労働省	<p>○平成21年度から、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが地域の関係機関等と連携して支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。</p> <p>（平成25年度実績：矯正施設入所中の人への支援（1,234人）、矯正施設出所後の人への支援（1,430人））</p> <p>（参考）</p> <p>（平成26年度実績：矯正施設入所中の人への支援（1,385人）、矯正施設出所後の人への支援（1,640人））</p>
9-(3)-5	<p>弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター（法テラス）等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。</p>	法務省	<p>○日本司法支援センターにおいて、法務省保護局及び保護観察所等と連携し、保護観察対象者が行う被害弁償等や、法務省保護局が全国7箇所です行的に実施した「更生緊急保護事前調整」において、保護観察官が資力の乏しい被疑者の法的問題を認知した場合に、民事法律扶助制度を活用した法的支援に努めたほか、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合、相談を担当した弁護士が民事法律扶助制度による出張法律相談の申込みをスムーズにできるよう、弁護士会と共通の書式を策定するなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実につながる運用改善を図った。</p> <p>○また、知的障がい者向けパンフレットを作成し、全国の地方事務所に備え置き、必要に応じて利用者や関係機関へも配布を行っている。</p>	



Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
(4) 国家資格に関する配慮等	9-(4)-1	各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないように、試験の実施等において必要な配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた見直しを検討する。	警察庁	○警察庁所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、漢字にふりがなをつけるなど試験問題の配慮、手話通訳ができる職員の配置、実技試験における補助的手段の活用などの措置を講じている。
			金融庁	○公認会計士試験においては、障害者がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ健常者と同一条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、事前申請の内容を精査し、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、拡大鏡の使用許可、拡大問題の配布、マークシート解答用紙に代えて文字式解答用紙の配布等を、肢体障害者に対する措置として、車椅子の使用許可、身体の状況に配慮した受験室及び配席の決定、パソコン（ワープロ）を使用した答案作成、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。
			総務省	○平成12年度に心身障害者の欠格事由について、無線設備の操作に支障がない場合には免許を与えることができるよう法令を改正し、また無線従事者国家試験の実施等において障害者に不利が生じないように配慮するなどの措置を講じている。具体的には、試験会場等のバリアフリー化、拡大文字・点字・口述などの試験問題の配慮、移動介助者の配置、試験時間の延長、拡大鏡や補聴器の使用承認、座席位置の配慮、別室での受験などの措置を講じている。
			法務省	○司法試験においては、障害者がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために、健常者との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、拡大した問題集・答案用紙の配布拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、拡大した答案用紙の配布拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			厚生労働省	○厚生労働省所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、手話通訳者等の配置、試験時間の延長、実技試験における補助的手段の活用、座席位置の配慮などの措置を講じている。
			農林水産省	○農林水産省所管の制度に関し、申込書類の変更や、手話通訳者等の配置、実技試験における補助的手段の活用、注意指示事項の紙媒体での配布などの措置を講じている。
			国土交通省	○国土交通省所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、試験時間の延長などの措置を講じている。